

第 700 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 30 年 10 月 9 日（火）

午後 3 時 30 分開会

○青少年課長

それでは、本日でございますが、報道は 0 人、傍聴人は 4 人となっています。

(傍聴人入室)

○青少年対策担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は第 28 期の最初の青少年健全育成審議会でございます。審議会開催に先立ちまして、青少年・治安対策本部長の大澤より一言ご挨拶をさせていただきます。

○青少年・治安対策本部長 皆様方、大変お忙しい中ご足労いただきまして、まことにありがとうございます。青少年・治安対策本部の大澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日で第 700 回ということでございますけれども、第 28 期の会議としては今回が初回ということでございますので、一言ご挨拶申し上げます。

まずもって皆様方には、委員を引き続き、あるいは新たにお引き受けいただきましたことについて、お礼を申し上げたいと思います。

また、日ごろより東京都の青少年行政あるいはその他各般につきまして、ご支援、ご理解を賜っておりますことに、お礼を申し上げたいと思います。

ご承知の方も多いかと思いますけれども、本審議会につきましては昭和 39 年の条例制定以来ということでございます。青少年の健全育成に大きな役割を果たしていただいております。

もちろん、近年、青少年を取り巻く情勢、スマートフォン、インターネットの普及によって大きく変化はいたしております。ただ、大人が青少年の育成に責任を持って関与していくという意味で、この審議会の役割ということは変わっていないものではないかと思っております。私ども事務局といたしましては、審議会がその役割を十分果たせるようお支えをしていきたいと思っておりますし、また、青少年担当部局といたしまして、青少年行政につきまして、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

皆様方におかれましては、ぜひ審議会で活発なご意見、さらにはその他につきましても、私どもの政策につきましてご意見等ございましたら、ぜひお寄せいただければと思っております。

大変簡単ではございますが、担当の本部長として一言ご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○青少年対策担当部長 大澤本部長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(青少年・治安対策本部長 退席)

○青少年対策担当部長 本審議会では、会期ごとに会長をご選任いただくこととなっておりますが、会長が決まるまでの間、私、青少年対策担当部長の井上が進行役を務めさせていただきますと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、第 28 期審議会委員を皆様方にご依頼申し上げましたところ、快くお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。今後 2 年間でございますが、どうぞよろしくお願いたします。

第 28 期の初回でございますので、委員の皆様及び事務局職員を青少年課長の坪原からご紹介をさせていただきますと存じます。

○青少年課長 それでは、次第 2、委員の紹介に移らせていただきます。

委員の皆様及び事務局職員を紹介させていただきます。

お手元に配付してございます第 28 期東京都青少年健全育成審議会委員名簿の順番に、読み上げる形でご説明をさせていただきます。

まず、第 1 号、業界に関係を有する方々でございます。

出版倫理協議会議長、山了吉委員でございます。

○山委員 どうぞよろしくお願いたします。

○青少年課長 映画倫理委員会事務局長、石川知春委員でございます。

○石川委員 よろしくお願いたします。

○青少年課長 日本フランチャイズチェーン協会専務理事、伊藤廣幸委員でございます。

○伊藤委員 伊藤でございます。よろしくお願いたします。

○青少年課長 続きまして、第 2 号、青少年の保護者を代表される方々でございます。

東京母の会連合会少年補導員、加藤美恵子委員でございます。

○加藤委員 加藤でございます。よろしくお願いたします。

○青少年課長 東京都地域婦人団体連盟理事、宮原恵子委員でございます。

○宮原委員 宮原でございます。よろしくお願いたします。

○青少年課長 本日、ご欠席でございますが、東京都公立中学校 P T A 協議会理事、麻生勇委

員でございます。

続きまして、第3号、学識経験を有する方々でございます。

東京都議会都民ファーストの会東京都議団の奥澤高広委員でございます。

○奥澤委員 よろしく申し上げます。

○青少年課長 都民ファーストの会東京都議団の斉藤れいな委員でございます。

○斉藤委員 よろしくお願いたします。

○青少年課長 公明党ののがみ純子委員でございます。

○のがみ委員 よろしくお願いたします。

○青少年課長 自由民主党の早坂義弘委員でございます。

○早坂委員 こんにちは。

○青少年課長 放送倫理・番組向上機構、青少年委員会統括調査役、竹下修委員でございます。

○竹下委員 よろしく申し上げます。

○青少年課長 帝京大学法学部教授、天日隆彦委員でございます。

○天日委員 天日でございます。よろしくお願いたします。

○青少年課長 元東京都総務局主席監察員、清宮眞知子委員でございます。

○清宮委員 よろしくお願いたします。

○青少年課長 続きまして、第4号、関係行政機関の職員の方々でございます。

東京法務局人権擁護部長、中崎俊彦委員でございます。

○中崎委員 どうぞよろしくお願いたします。

○青少年課長 豊島区子ども家庭部子ども若者課長、副島由理委員でございます。

○副島委員 副島でございます。よろしくお願いたします。

○青少年課長 警視庁生活安全部少年非行対策官、古郷氏郎委員でございます。

○古郷委員 古郷でございます。よろしく申し上げます。

○青少年課長 続きまして、第5号、東京都の職員でございます。

青少年・治安対策本部総合対策部長、森山寛司委員でございます。

○森山委員 よろしく申し上げます。

○青少年課長 福祉保健局児童相談センター次長、西尾寿一委員でございます。

○西尾委員 よろしくお願いたします。

○青少年課長 教育庁地域教育支援部主任指導主事、鈴木康司委員でございます。

○鈴木委員 よろしくお願ひいたします。

○青少年課長 続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

私、青少年課長の坪原でございます。よろしくお願ひいたします。

健全育成担当課長、鍋坂でございます。

○健全育成担当課長 よろしくお願ひいたします。

○青少年課長 その他健全育成担当課長代理、その他健全育成担当の職員が同席させていただいております。

以上、ご紹介させていただきました。どうぞ、これからよろしくお願ひいたします。

○青少年対策担当部長 次に次第3、会長の選出に移りたいと存じます。

条例第22条第1項に基づきまして、委員の互選によって定めることとなっておりますので、どなたかご推薦をいただければと存じます。

○伊藤委員 それでは私が、長いことこの審議会にかかわっておりますので、僭越ではございますが、推薦をさせていただきたいと思ひます。

お手元の名簿の中で、清宮委員を推薦したいと思ひます。

理由といたしましては、かつてこの審議会が都の生活文化局に属していた際に、清宮様は生活文化局で要職に就かれていたと聞き及んでおります。従いまして、この審議会のあり方、都民の生活のあり方、また青少年育成という観点からも、一番精通しておられますので、是非当審議会の会長をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○青少年対策担当部長 ありがとうございます。

ただいま清宮委員をご推薦というご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

○青少年対策担当部長 それでは、大変恐縮でございますが、清宮委員、よろしくお願ひいたします。会長席のほうにお移りください。

では、会長からご挨拶をいただくとともに、その後の議事進行を、よろしくお願ひいたします。

○会長 では、ただいま会長の職へのご推挙をいただきました清宮でございます。

会の運営に先立ちまして、簡単にご挨拶申し上げたいと思ひます。

この青少年健全育成審議会は、東京都の青少年健全育成条例に基づきまして常設で設置されている審議会でございます。大変長い間、東京の青少年行政について重要な役割をずっと

果たし続けている審議会だと認識しているところでございます。

今回、会長の職ということで身が引き締まる思いではございますが、至らない点いろいろあるかとは存じます。ぜひ、委員の皆様方のご協力を得て、自由闊達な意見による審議会として運営をしてまいりたいと思います。どうぞ委員の皆様方、よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、次第の4、会長代理の選出を行いたいと思います。

条例の第22条第3項に基づきまして、会長の私から指名をするということになってございますが、実は私も今回からの参加ということもありますので、少し委員の皆様のご意見をお聞きした上で、指名させていただければと思います。

どなたか、何かご意見はございませうか。山委員、お願いいたします。

○山委員 長い間会長代理であった保高さんが、読売新聞の論説委員を務められていました。青少年の問題に関して、社会的視点をお持ちのジャーナリスト出身の方が客観的な立場で判断したり論じたりされるということを考えると、リストの学識経験を有する方の中から選ぶのが適当であると思います。

都議会議員の先生方は除外せざるを得ないと思いますので、あとは、竹下委員か天日委員なんですけども、私も出版界の倫理協議会の議長をやっておりますけど、竹下委員も放送倫理・番組向上機構で放送界のやはりそういうさまざまな番組に対するチェックをされる方で、私と同じような立場なんで、もし可能ならば、今回初めての参加なのですが、天日隆彦委員が、ふさわしいのではないのでしょうか。天日委員が読売新聞の論説委員のときに書かれたものとかをちょっと読んだりして、そのときの印象ですが、青少年問題をどう考えるべきなのかということで、文化的、社会的視点からもお書きになっていて、こういう問題に関しては詳しいんじゃないかと思います。

ですから、ジャーナリストでもあるし、そういう経験もあるということで、私はできれば天日委員に会長代理になっていただければありがたいと思います。

○会長 ご意見ありがとうございます。

ほかにどなたかございますでしょうか。

ないようでしたら、それでは学識経験を有する委員であり、現在、帝京大学の教授でもいらっしゃられ、以前は新聞社にお勤めだったということで天日委員にお願いをしたいと存じ

ます。

天日委員、よろしく申し上げます。

(拍手)

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、天日委員、会長代理席にお移りいただきまして、一言ご挨拶をいただければと思います。

では、会長代理として、ご挨拶よろしくお願ひいたします。

○会長代理 天日でございます。

きょう初めてこの場に参加させていただきました。早速会長代理ということで、重い責任を感じております。

私は読売新聞の論説委員を長く務めておりましたが、今年4月に帝京大学に移りました。

論説委員として社説を書く以前は文化部におりまして、出版関係のことなどもある程度目を通しておりました。

現在はメディアと政治などをテーマに大学で教える立場におります。

この審議会は、言論の自由、表現の自由を最大限尊重しつつ、いかに青少年の健全育成を図っていくのか、その辺の調整を考える非常に大事な場であると考えております。

微力ではありますが、会長を補佐して、できる限りのことを尽くして参りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手)

○会長 どうもありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に次第の5、審議会の運営等に関する事項の確認について、事務局から説明をお願ひいたします。

○青少年課長 それでは、説明をいたします。

本審議会についてでございますが、東京都青少年の健全な育成に関する条例及び参考資料の2ページ目に記載しております、東京都青少年健全育成審議会運営要領に基づき、運営を行っているところでございます。

本日は28期の最初の審議会となりますので、別添資料にございます東京都青少年健全育成審議会の運営等、こちら運営要領や条例の内容をかいつまんで書いているものでございますけれども、こちらに基づいて簡単な概要説明とさせていただきます。

まず、1の定足数及び評決数でございます。

こちらについてでございますが、条例第24条に基づき、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととなっております。

議事につきましては、会長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとされております。

次に、運営要領に基づく2、審議会の任務でございます。

まず、(1)でございますが、知事が、図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して、意見を述べることになっております。

次に、(2)でございますが、知事が、図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して、意見を述べることになっております。

次に、3でございますが、知事が、広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずるに際して、意見を述べることとなっております。

次に、運営要領の3、こちらに基づく審議の方法でございます。

まず、1でございますが、図書類は、委員が審議会において当該図書類を閲覧又は観覧し、審議することとなっております。原則として、審議会当日にこの場でご覧いただいております。

ただし、審議会において閲覧又は観覧が困難なものにつきましては、審議会開催日以前に当該図書類を閲覧又は観覧し、審議することとしております。

なお、条例第8条第1項第2号、いわゆる「新基準」でございますけれども、新基準については後ほど説明をさせていただきます。これに該当し諮問される図書類につきましては、先の閲覧又は観覧に加えまして、審議会当日の午前又は審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧できるようにしております。

さらに、新基準の審議に当たりましては、諮問図書類ごとに設定や描写のあるページ等について整理した資料を作成するなどの対応をいたします。

次に2、映画等につきましては、委員が審議会開催日前に当該映画等を観覧し、審議会において審議することとなっております。

次に3、がん具類と4の刃物につきましては、こちらは審議会当日、実物を見ていただき、審議することになっております。

次に5、広告物については、審議会において当該広告物の写真を見ていただき、審議することとなっております。

次に4、推奨及び指定等に関する基準でございます。

優良図書類の推奨につきましては、配付いたしました参考資料の5ページをご覧ください。施行規則第2条で、それぞれ基準が規定されているところでございます。

また、図書類の指定基準につきましては、資料6ページ及び7ページをご覧くださいと思っております。

こちらにつきましては、施行規則第15条で規定されているところでございます。

条例第8条第1項第1号の定める基準として、著しく性的感情を刺激するもの、甚だしく残虐性を助長するもの、著しく自殺又は犯罪を誘発するものの基準が規定されているところでございます。

また、こちらから新基準の説明になりますが、第8条第1項第2号の強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写又は表現するものの基準が規定されております。

こちらの規定につきましては、平成22年の条例改正により新たに設けられた、いわゆる新基準というものになります。

条例改正に際しては、東京都議会におきまして、規定の適用に当たっては作品を創出した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨を酌み取り、慎重に運用すること。

また、東京都青少年健全育成審議会の諮問に当たっては、新たな基準を追加した改正条例の趣旨に鑑み、検討時間の確保など、適正な運用に努めることという付帯決議が付されているところでございます。

先ほどの慎重な運用につきましては、先ほど申し上げたとおりのルールで今動いているというところでございます。

続きまして、指定がん具類の基準でございます。

参考資料の8ページをご覧ください。

こちらにつきましては、詳細は施行規則第16条で規定しております。

指定刃物の基準については、施行規則第 17 条で規定しているところでございます。

以上が、推奨及び指定等に関する基準でございます。実際に審査するときには、こちらを参照していただきながら検討していただくというところでございます。

それでは、またもとの資料に戻っていただきまして、次に 5 の専門委員でございます。

こちらにつきましては、条例第 20 条の第 2 項及び運営要領の 4 に規定されているところでございます。

現在置かれている専門委員は、条例第 8 条第 1 項第 2 号、先ほど申し上げました、いわゆる新基準に関するものでございます。

専門委員の調査事項は、新基準の付帯決議にある「条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する図書類等の作品を創出した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨」に関するものでございまして、こちらの当該事項を調査し、審議会に出席し、調査結果を報告するということになっております。

続きまして、6 の小委員会でございます。

条例第 24 条の 2 及び運営要領の 7 に規定されております。審議会開催直後の時期に販売等をされている図書類等につきまして、迅速に不健全な図書類を指定する必要があると認められる場合などに、会長は審議会に小委員会を置くことになっております。

小委員会は、会長または会長代理及び委員 5 人をもって組織され、原則として順番に指名しております。

続きまして、会議の公開に関する事項について、説明をいたします。

まず 7、会議の公開でございます。

運営要領 5 の 1 に、審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に係る部分については、審議会の決定により、非公開とすることができると規定されております。

なお、前期の審議会につきましては、審議調査部分については非公開としているところでございまして、そうしました理由というものを参考までに記載しているところでございます。

3 点ございまして、1、不健全図書類としての指定が決定する前の段階でその図書類の名前が公開されること等により、出版社に不利益をもたらすおそれ等がある。

2、出版社等の利害関係者から都民等から直接委員に意見等が寄せられる可能性があるなど自由な意見陳述が困難になるおそれがある。

3、非公開にした場合でも、会議の結果はホームページや都民情報ルームにおいて公開され、議論の内容自体に透明性が確保されている。

こちらの3点の事情などによりまして、前期は調査審議事項を非公開としたところでございます。

次に8、会議録の公開でございます。

運営要領5、2のとおり、審議会の会議録等は、公開するものとしております。ただし、東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当する箇所は除くこととしております。

具体的には、第5号の都の機関、内部における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するということから、委員のお名前やこれに関連する事項は伏せ字としております。

なお、関係行政機関の委員及び都職員の委員は、職務遂行という観点から氏名等については原則公開としております。

以上が審議会の運営等となります。

そして、こちらについてでございますが、今期につきましては、前期と同様の運営ということになりますか、それとも、また場合によっては一部改定をいたしまして、運営をしたほうがよいかという点につきまして、ご意見等いただければ幸いです。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

事務局から東京都青少年健全育成審議会の運営等のペーパー3ページにわたるものに、参考資料を補足されながら、今、ご説明をいただいたところです。

ただいまご説明いただいたことにつきまして、委員の皆様方、ご意見等ございますでしょうか。

はい。お願いいたします。

○山委員 何回も私ばかりしゃべって問題あると思われる方もいらっしゃると思うんですけど、出版の側から、実は作品が審査にかかるという当事者といいますかね、その団体の倫理的な判断をする立場にいますんで、この審議の公開に関しては、基本的にはこの審議は公開にすべきだと私は考えております。

ただし、こうやって傍聴の方がいらっしゃる中で、諮問図書をなぜ内部だけで審議するか

ということに関しましては、出版社の立場から言いますと、ここの諮問にかかる不健全図書に関しては、具体的な作品であり商品でもあるのですが、その実名がもうはっきり出てしまうわけです。それが審議の対象として論じられるときに、事前に図書の名前が外に漏れるということは、やはりあってはならないのではないかと考えております。それは審議した結果、いつそれを発表するかということが決まるわけであって、これは今の出版状況、出版物というのが置かれている立場から考えますと、そういうものに関しての自由な議論や意見をここで交わし合いながら、それぞれの立場で制限された意見じゃなくて、自由闊達な意見が順調に交わされることが必要だと私は考えております。その上で、結果として諮問図書に該当するかどうかが決まるわけです。

この審議会の前に、東京都は出版社がほとんど都内にありますので、業界の中で事前に「打合せ会」というのがありまして、この「打合せ会」でも自由に、東京都に対しても意見を言って、なぜこれが諮問になるのかという賛成、反対の意見がいつも出るのですが、そういうことも結果としてはここの審議の場で、「打合せ会」でどんな意見が出たかも発表されていきます。

そういうことを考えますと、その後の結果はホームページや都民情報ルームによって公開されて、一応透明性は確保されていると思いますので、原則は公開すべきだと思いますが、当事者としての立場から言いますと、審査、諮問審議の後にいつ公開されるかというときに作品名が具体的に出るのであって、その前には作品名を漏らさないということ、それと同時に審議の内容が自由闊達な議論をするということからしますと、諮問図書に関するものは非公開とするのが妥当であると考えております。

以上です。

○伊藤委員 私も同感でございます。

○会長 伊藤委員でございますね。何か一言ございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 今、山委員がおっしゃったように、私どもも自由闊達に意見を申し上げるということについては、やはり諮問の図書を審議するという性格から見て、非公開のほうが適当だと、このように判断しております。

○会長 ありがとうございます。

ほかに、宮原委員。

○宮原委員 私も理事の立場から、審議において、委員は自由闊達に発言できるためにも、議

事録は今までどおり伏せ字で、発言者の氏名を書かないでしてほしいと思います。

○会長 ありがとうございます。

ただいま会議の公開、それから会議録の議事録のあり方について、ご意見をいただいたところでございますが、この件に関して、ほかの方で意見がございましたらお願いいたします。

では、会議の公開をどうするか、議事録をどうするかというのは、審議会としても大変重要な事項でございますので、この部分をもう一度委員の皆様と確認をしておきたいのですが、会議の公開、会議録の公開の仕方については、前期で取り決めをしましたのと同じ形で行っていくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 では、ただいまご賛同いただきましたので、調査及び審議事項に係る部分につきましては、当審議会の決定により非公開とするということにさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、ただいま会議の公開、非公開の部分についていろいろとご意見を伺ったところですが、それ以外に全体の運営要領のご説明を先ほど事務局からしていただきました。その全般について、何かご意見等ございましたら、この場を出していただければと思います。

それでは、今期につきましても、前期同様の運営要領で進めてまいりたいと思います。

では、以上で審議事項、議事次第の5番を確認させていただきました。

それでは、続いて議事の6、条例に基づく事務の施行経過説明につきまして、事務局からお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等につきまして、説明をいたします。

本日、変更になった委員の方も多くいらっしゃいますので、少し丁寧に説明をさせていただきます。

第700回東京都青少年健全育成審議会次第と記載した資料を、まずお手元にお開きください。

前回の審議会以降の9月10日から10月8日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きを取りまとめたものでございます。

不健全図書類の指定につきましては、前回審議会のご意見を踏まえまして、2誌を答申どおり指定図書類とすることに決定いたしました。

9月13日にプレス発表を行い、店舗等への通知を行い、9月14日に告示をいたしました。

次に、ネット・携帯等の悪影響から青少年を守るため、各ご家庭でのルールづくりを支援いたしますファミリールール事業につきまして、56回開催いたしました。それぞれ学校等で実施しております。

次に、不健全図書として指定した指定図書類や成人マークつきのいわゆる表示図書類と言われるものの販売状況の確認調査を行う、東京都青少年健全育成協力員の活動状況及び都職員による店舗への立入調査というものを行っております。この活動状況につきましては、後ほどご説明をいたしたいと考えております。

次に、本日の審議会に先立ちまして、10月3日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施いたしました。こちらが山委員が先般出席されたものでございます。

不健全図書類は、審議会に諮問する前に、選定した図書類等について自主規制団体からの意見聴取を行い、その意見を踏まえ、事務局にて検討の上で本審議会に諮問してございます。

意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめまして、調査・審議事項の資料に添付することとなっております。

次に、2ページから過去1年間の不健全図書類の指定実績を。4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書類につきましては、過去1年以内に不健全指定を6回受けた場合に、業者に対し勧告をする制度がございます。墨回指定によります勧告の対象者というものは、今月はございません。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員という方々の環境浄化活動の9月分の実施状況でございます。

不健全図書として指定された図書類につきましては、店舗側で図書類を包装し、仕切り版などをつけるなどして、他の図書類と明確に区分して陳列するとともに、青少年への販売等を制限する掲示、例えば「18歳未満の人はこの棚の雑誌を購入・閲覧できません」といった掲示をすることが条例で定められています。

また、成人マークというのが表紙の右肩に丸くついている、いわゆる表示図書類につきましても、区分陳列等をするよう努めなければならないことになっております。

そこで、東京都では地域で青少年健全育成活動や非行、犯罪防止活動に取り組まれている方々を区市町村や警視庁から推薦いただきまして、その方々を青少年健全育成

協力員として委嘱し、各店舗で条例に基づいた販売などが適切に行われているかどうかの確認をしていただいております。

各協力員は、店舗等で販売状況を確認し、東京都に報告書を提出していただいております。

平成 30 年 9 月までに委嘱しております協力員は 756 名おりました、9 月の活動者数は 61 名でございます。調査店舗数は 274 店舗、調査しているところでございます。

確認する図書類の種類は 3 種類でございます。先ほどもご説明いたしましたが、指定図書類といたしますのは、不健全図書類として指定されました図書類のことをいいます。二つ目の表示図書類というのは、図書類に成人向けなどの成人マークがついた図書類のことを申し上げます。類似図書類といたしますのは、指定図書類や表示図書類以外の図書類で、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめている本、こちらがいわゆる類似図書類というところでございます。こちらにつきましては、シールで止めるということで、青少年が容易に閲覧できない措置をしているので、一般的にこれを小口シール止め誌と呼んでいますが、これを指して類似図書類という言い方をしているところでございます。

以上、指定図書類、表示図書類、類似図書類という区分けをいたしまして、この 3 種類の図書類につきまして協力員が調査をした結果というのが、こちらの表に示しているものでございます。

調査店舗数につきましては、先ほど申し上げましたとおり 274 店舗ございましたが、そのうち不健全指定図書類を販売している店舗が 4 店舗ございました。そのうち 1 店舗が包装区分陳列が適切になされていない状況でございました。

表示図書類を販売している店舗では、問題がある店舗というのはいませんでした。

類似図書類につきましては、全ての店舗で青少年が手に取れないような配慮がなされておりました。

青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が 2 店舗ございました。

この調査結果を受けまして、問題がある店舗につきましては、職員による立入調査を行います。なお、指定図書類の区分陳列等の違反は、罰則つきになってございます。そのため、適切に販売されていない状況を確認した場合は、協力員は都に通報等をしまして、都の職員が立入調査を実施することになってございます。

下の表、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況のとおり、包装区分陳列が適切でなかった 1 店舗について協力員から報告がありましたので、都の職員が調査したと

ころ、協力員の報告のとおり不健全図書が不適切に販売されていましたので、その場で指導を行い、こちらにつきましては改善した次第でございます。

以上が協力員の活動報告となります。

次の6ページをご覧ください。

都の職員による書店等への立入調査及びカラオケボックス等への実態調査の結果を記載してございます。

書店等や映像ソフト、ゲームソフトの立入調査では、協力員と同様に指定図書類が正しく販売されているかどうかの確認をいたします。また、青少年からの買い受けを制限している古本屋などの古物商が年齢確認などを行っているのかといった確認調査を、古本屋等では区分陳列の確認とともに実施してございます。

また、職員の立入調査では、そのほかにも条例で午後11時以降の深夜に青少年を施設に立ち入らせてはならないと定められている条文がございます。

この対象となっておりますカラオケボックス等につきまして、深夜に青少年を施設に立ち入らせないように、立入制限の掲示や年齢の確認をしているのか。また、ネットカフェでは、青少年がインターネット上の有害な情報を閲覧できないように、アクセス制限をするフィルタリングをするといったことがなされているかといった実態の調査をしてございます。こちらにつきましては、そうした調査結果をまとめたものになります。

なお、前回の審議会におきまして、1、書店等への立入調査の表がわかりづらいというお話がございました。3種類の図書類を調査した結果、そのどれもがなかった場合、最後にまとめて指定図書類等がない店舗として計上し表記しておりましたが、今回からそれぞれ3種類の図書類ごとに調査した店舗に指定図書類等があったのか、なかったのかをそれぞれ計上するようにいたしました。これにより、調査した店舗が図書類ごとにどのような状況で販売されていたのかわかるように、工夫をしたところでございます。

なお、2番目の映像ソフト・ゲームソフトの専門店等への立入調査の表も、あわせて変更をしたところでございます。

では、それぞれ報告をさせていただきます。

この1番目の表の書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱いが不適切だったという店舗が6店舗ございました。表示図書類の取扱不適切だったというのが1店舗、類似図書類の取り扱いで配慮がなかったというところが1店舗ございました。

2番目の表は、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査についての表でございます。表示ソフトの取扱不適切が5店舗ございました。

3番目の表では、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査につきまして、表示しております。カラオケ・まんが喫茶、ネットカフェでそれぞれ1店舗ずつ青少年制限掲示がありませんでした。また、ネットカフェでフィルタリングを導入していない店舗が3店舗ございました。

4番目の表の古物商への立入調査では、4店舗調査を行ったところ、1店舗が青少年からの古物の買い受け等を行ってございましたが、保護者の同意等を受けた上で買い受けているということを確認いたしました。

それぞれ問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。

こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定めて届け出をしなければならないということになってございます。

①は、9月末現在の区市町村別届け出数の一覧でございます。設置箇所数は16カ所、設置台数は45台の、台数の増減はございません。

また、自動販売機の立入調査を9台実施したところ、届出内容表示なしの店舗が3店舗ございましたので、届け出を掲示するよう指導いたしました。

条例に基づく事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

大変わかりやすく丁寧にご説明をしていただいたと思います。この件に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ご質問等ないようでございますので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問がございます。

先ほど今期につきましても、調査・審議事項は非公開とするということにいたしましたので、委員、事務局、職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

今日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項について、ご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿って、ご説明いたします。

まず、計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

調査・審議事項と記載されております資料の1ページをご覧ください。諮問第1113号でございます。

さらに2ページがございます、「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。

こちらに記載されました図書類は、平成30年8月31日から9月27日までの間に、都内のコンビニ、書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計121誌のうちから、7ページと8ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が、『BAMBOO COMICS[Qpa collection]嫌いじゃないけど人間てコワイ!!』、平成30年9月29日に、株式会社竹書房より発行されております。

過去1年間の指定実績は1回となっております。

該当箇所につきましては、「全編大部分」となっております。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、10月3日に自主規制団体から意見を聴取し、3ページに取りまとめてございます。

また、改めて、先ほど事務の施行経過について説明した、自主規制団体からの意見聴取につきまして、説明をさせていただきます。

まず、条例の第18条の2第2項において、知事は前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聞くときは、第7条から第7条の3までに規定する、自主規制を行っている団体があるときは、必要に応じ当該団体の意見を聞かなければならないという規定があり、これに基づきまして打合せ会を行っております。現在8団体、18名から意見を伺ってお

ります。

これは業界の関係者からの意見を聞く機会を設けることによって、慎重な指定手続を踏むためであると同時に、話し合いの機会をもつことによって、業界の自主規制が一層促進されることを期待しているところでございます。

原則、審議会の前の週の水曜日に意見聴取を行いまして、その結果を条例第 18 条の 2 第 2 項に規定する自主規制団体からの聞き取り結果として取りまとめ、当審議会において報告しております。

なお、自主規制団体のご意見を踏まえて、審議会に諮問するか否か、事務局にて判断を行いまして、審議会において答申の参考にしていただくというものでございます。

特段、これに拘束されなければならないというものではございませんが、書籍の流通等における専門家の意見というところでございますので、その内容について参考にしていただくという趣旨でございます。

それでは、3 ページをご覧ください。

今回は 15 名の方が打合せ会に出席されました。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見がまず 10 名です。その主な内容は、「人間と淫魔という設定であっても、描かれている行為はいわゆる B L における性交そのものであり、その描写、表現は執拗にして露骨。男性器の描写は修整が甘いというよりは、独自の画法による生々しい描写であり、規制が問題にしている露骨さを免れるものではない。指定該当」などでございます。

「指定非該当」は 3 名で、その主な内容は、「性器の描写については修整がかけられており、リアル感はない。体液描写で一部気になる箇所があるが、全体的に陰鬱な感じはなく、結合部等も修整を意識的に入れている感じを受ける。人物設定が学生とおぼしき部分は気になるが、暴力性や卑わい感は乏しく、指定非該当」などがございます。

なお、「保留」の方が 2 名おられました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

今のご説明につきまして、何かご質問ございますか。

ないようでございましたので、これから調査に入っていただきたく、よろしく願いいたします。

諮問は 1 誌でございますので、一定のお時間をとりましたら、審議をまた再開したいと思います

います。よろしくお願ひいたします。

(図書審査)

○会長 ご覧いただけましたでしょうか。

それでは、図書をご覧いただけただようなので、各委員からご意見を伺いたしたいと思います。

では、D委員からよろしくお願ひいたします。

○D委員 やはり、性的行為の描写が多いということを感じます。

「性器部分の消しは意図的に薄くされており」と書いてありますが、これは性器の形がわかり、余計に卑わい感を感じます。擬音、体液も全編に渡って描写が多いので、これは指定でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、次にJ委員、お願ひいたします。

○J委員 私も、擬音、体液の描写が非常に多くて、卑わい感を非常に感じるシーンがあるのと、男性器は確かに消してありますが、逆に中途半端に消すことによって余計に目立っているなという感じがしました。これは指定やむなしというふうに思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

では、次にA委員、お願ひします。

○A委員 この「淫魔」という設定が、この作家の方はファンタジックにしたかったんでしょうけれども、内容がいろいろと難しいと思いますので、指定やむなしでお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に中崎委員、お願ひします。

○中崎委員 私も指定でお願いしたいと思います。

○会長 では、鈴木委員、いかがでございますか。

○鈴木委員 全編にわたって性描写が多いし、修整も十分とは言えませんので、卑わいな感じを与えるということで、指定が適当と考えます。

○会長 ありがとうございます。

では、B委員。

○B委員 人間と淫魔のファンタジー化した世界を描きたかったのですが、確かに人格否定はありませんが、ファンタジーにはなっていないんですね。非常にリアリティーというか、体液、擬音が多く、性交渉も一応修整はなされているけれども、どうなっているんだろうと

思うぐらい絵がぐちゃぐちゃになっている。

それで、私は、作品としてもファンタジーの世界に入るには、ある意味リアリスティックなところも多くて、性器の描写や擬音などからして、これは区分陳列はやむを得ないだろうと思います。

○会長 では、次に I 委員、お願いします。

○I 委員 私も指定やむなしと思います。

性器の修整は何となくできているような感じもするのですが、十分とは言えません。やはり気になるのは性交の場面が余りに多いというところで、これは青少年にはふさわしくない漫画だなと思いました。

以上です。

○会長 では、E 委員、お願いします。

○E 委員 私も同様に、指定該当ということなんですけれども、今ご指摘があったことに加えて、一番冒頭の部分で、アルビノなので、おなかをすかせていると、お金を払ってという、この時点、この部分もかなり問題があるなと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、副島委員。

○副島委員 私も指定やむなしと考えます。やはり全編にわたって性交シーンが多いということ。また、今、おっしゃられたように、アルビノという言葉を書いている、そのストーリーが非常に偏見や誤解を与えるような内容ということもあり、これは影響があると思いますので、指定でお願いしたいと思います。

○会長 古郷委員、いかがですか。

○古郷委員 指定でお願いしたいと思います。

性交シーンが多いこと、体液、擬音描写が多く、修整も甘いということで、青少年の目から離したいと思いますので、区分陳列をお願いしたいと思います。

○会長 では、C 委員。

○C 委員 私も全編指定該当だと思います。

以上です。

○会長 F 委員、いかがでございましょうか。

○F委員 私も指定やむなしと思います。

やはり擬音とか体液の描写が余りにも甚だしいと思いますので、ぜひ、指定でお願いしたいと思います。

○会長 G委員。

○G委員 成人が読むべき図書だと思います。区分陳列をお願いしたいと思います。

○会長 では、森山委員。

○森山委員 区分陳列にさせていただきたいと思います。

修整があるのですが、かえって修整によって卑わい感が出ているような部分もあるので、子供が買えるようなところに置くのはいかがなものかと思います。

○会長 では、H委員。

○H委員 私も指定該当と考えています。

ファンタジーという感じが、自分が読んだところ全く感じませんでした。非常に露骨で現実的な描写が多いなというところと、アルビノを「でき損ない」というような表現がありましたので、ちょっとこれは青少年の育成にはふさわしくないと思いました。

○会長 西尾委員。

○西尾委員 全編卑わいな感じを与えるので、該当でお願いいたします。

○会長 では、会長代理

○会長代理 指定でお願いいたします。

理由は、皆さんおっしゃられたことに、大体尽きると思います。非常に卑わいな印象を与えていると考えます。

○会長 どうも皆様、ありがとうございました。

最後に私でございますが、やはり拝見したところ、皆さんが言い尽くされたように、大変露骨で卑わいな印象を強く持ちました。区分陳列でお願いしたいと思っています。

では、本日の諮問図書につきましては、ご異議もございませんでしたので、指定図書にするということで、この審議会としては決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 どうもありがとうございます。

続きまして、優良映画の推奨について、審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、優良映画の推奨についてご説明いたします。

まず、資料 10 ページに、優良映画等に関する推奨に関する条例等を記載しております。それぞれの映画が条例施行規則第一号から六号のいずれかに該当するものであると推奨するということになっております。

それでは、諮問の内容についてご紹介いたします。資料の 11 ページをお開きください。諮問第 1112 号でございます。今回は 2 作品を諮問いたします。

まず、1 作品目を紹介します。

作品名は、『シンプル・ギフト～はじまりの歌声～』。制作者名は、2 s Inc. 公開時期は、平成 30 年 11 月 3 日から有楽町スバル座での公開を予定しております。

14 ページをご覧ください。

こちらが先方からの申請書になりまして、申請内容としては対象区分として小学生（高学年）以上。推奨にふさわしい理由は記載のとおり。

また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第一号、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの、第二号、青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものであること、及び第三号、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものこととなります。

事務局といたしましては、10 ページの施行規則第二条の推奨基準に照らしまして、12 ページの下段のとおり、申請どおり対象区分は小学校（高学年）以上、該当項目は、第一号、第二号及び第三号に該当するところでございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。こちら 2 作品目でございます。

作品名は、『いろとりどりの親子』。制作者名は、レイチェル・ドレッツィン、ジャミラ・エフロン、アンドリュー・ソロモン。公開時期は、平成 30 年 11 月 17 日から新宿武蔵野館ほかでの公開を予定しております。

17 ページに申請内容を記載しております。

対象区分といたしましては中学生以上。推奨にふさわしい理由につきましては、記載のとおりとなっております。

また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目といたしましては、第一号、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの、第二号、青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものであること、第三号、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの

であること及び第五号、青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであることという申請内容でございます。

事務局といたしましては、10 ページの施行規則第二条の推奨基準に照らしまして、15 ページ下段のとおり、申請どおり対象区分は中学生以上、該当項目は、第一号、二号、三号及び五号に該当すると判断いたしました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

各委員の皆様からは、推奨に賛成なのか反対なのか、また、対象区分について事務局の考えと同じで了解なのか、いかがなのか、その2点についてご意見を今後伺っていきたく思っています。それを前提で、何か事務局にご質問、ここでしておきたいというのがございますでしょうか。よろしいですか。

では、D委員からお願いいたします。

二つの映画について、『シンプル・ギフト』はこう考え、それから、『いろとりどりの親子』はこう考えるというふうに、大変恐縮ですが2本同時にご説明しながら一巡していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○D委員 アフリカのウガンダの子供たちなのですが、エイズで親を亡くして、親戚の人たちに引き取られた子供、さまざまな生き方をしている中で、日本のあしながおじさんの寄付によって教育が受けられる。生活は大変だけれども、すごく楽しく夢を膨らませて勉強に励んでいる姿にとっても感動いたしました。

日本の子供たちと、言葉や文化の違いを乗り越えて、音楽を通じて練習に励んで、世界のみんなが教育支援を受けられるようになる行動を起こすという映画だと思います。

これは、やはり青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものなど、以下、事務局の指定している基準にそのまま推奨いたします。

対象区分は小学校の高学年、中・高校生でよいと思います。

『いろとりどりの親子』ですが、これはさまざまな違いを抱える子供を持つ親子のドキュメンタリー映画で、私たちにありのままを受け入れることの大切さ、この愛する親子の姿が教えてくれる映画だと思いましたので、推奨にさせていただきます。

中学生と高校生という対象区分でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

では、J委員。

○J委員 『シンプル・ギフト』は、エイズで親を亡くした子供たちが非常に元気に育って、生きていく姿が描かれて感動的な映画でした。選抜された子たちが日本に来たり、アメリカに行ったりする姿がどんどん描かれていますけど、逆に選ばれなかった子たちを思うとちょっとかわいそうだなと思いました。しかし、感動的な映画でしたので、推奨するということがよろしいと思います。

推奨年齢も事務局案のとおりでよろしいと思います。

もう1本の『いろとりどりの親子』ですが、私はちょっとひっかかるところが2カ所ありました。息子が殺人犯の家族の話が出てきましたが、これのフォローが何もなかったというところ。そして、セックスセラピーの話のところ、現実にもそういうことがあったんですけども、大人が見る分にはいろいろな子の生き方が描かれていていいと思いますが、まだ中学生、高校生にはいかがかと思いました。こちらの作品は推薦は見送りたいなのというのが私の意見です。

○会長 では、A委員。

○A委員 私は、この『シンプル・ギフト～はじまりの歌声～』というのは、資産を全てなげうって、いろんなお金を集めてやっているということをお聞きして、こういうすごい人がいらっしゃるんだなと思ってびっくりしました。

これは推奨で小学校高学年以上でよいと思います。

それから、『いろとりどりの親子』。マイノリティの世界を描いているんですけど、ちょっとなかなか難しい面もあるかなと感じました。ただ、これだけ違いを明確にしている映画なので、中学生以上だと受け入れられるのではないかと思います。

両方とも推奨をお願いします。

○会長 では、中崎委員。

○中崎委員 1作目の『シンプル・ギフト』については、これまで意見がありましたとおり推奨をお願いします。また、対象も事務局案どおり小学生高学年以上ということでもいいかと思っています。

2作品目の『いろとりどりの親子』については、これも推奨でお願いしたいと思います。

対象のほうは、小学生高学年にも見てもらいたいなと思いました。というのも、ユニバーサル社会の実現を目指している中で、ちょっと難しいかもしれませんが、小学生高学年

から見てもらいたい作品だと思いました。以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、鈴木委員。

○鈴木委員 2本とも推奨だと思います。理由、対象区分も事務局案に賛成でございます。

以上です。

○会長 では、B委員。

○B委員 『シンプル・ギフト』はウガンダと日本とアメリカの大学生が、日本とブロードウェイでミュージカルをやるという話で、ちょっと涙が出てくる程、大変感動的でした。事務局案のとおりでいいと思います。

『いろとりどりの親子』なんですけど、この映画の中には、ゲイやダウン症、低身長症の子供、サイコパスなどの話が出てきたりするのですが、これは今、自分たちが生きている社会がこれだけの組み合わせの親子がいるんだということを知る上では、中学生からぜひ見てほしいと思います。

J委員が言われたように刺激的なものもあるのですが、だから印象に残ると思います。ぜひ見てほしい作品だと思います。

両方とも事務局案のとおりで支持します。

○会長 では、I委員。

○I委員 私も2作品とも推奨をお願いします。

『シンプル・ギフト』は、ドキュメンタリーとしても非常にドラマチックにできていますし、キーになる子供が何人かいますけども、それぞれの描き方も非常に感動的に描かれています。非常にいい作品だと思いました。

小学校高学年以上の推薦でいいと思います。

もう一つの、『いろとりどりの親子』のほうも、若干難しい、予備知識があったほうがよいという感じがしないでもないですけども、やはりこの作品を見て発見ということもあると思いますし、多様性を受け入れる社会の価値観というのを、中学生以上の子供たちには養っていただきたいと思いますので、これもいい作品だと思います。

対象区分も中学生、高校生でいいと思います。以上です。

○会長 では、E委員。

○E委員 どちらも実は大変悩んでおります。まず『シンプル・ギフト』のほうは、私がすご

くいいなと思ったところは、コーラスを教えている先生が子供に合わせて、先生自身も成長していくというか、教え方がどんどん変わっていったりだとか、自分の家族の死と向き合って成長しているような、そういう成長する部分ではすごく勉強になるし感動する部分であった一方で、どうしても特定の団体のプロモーションビデオみたいな印象をもちましたので、『シンプル・ギフト』についてはちょっと保留という答えを今は出させていただきます。

『いろとりどりの親子』ですけれども、ちょうど私、たまたま最近すごく幼くして亡くなった子供と接したことがありますして、すごく考えさせられました。命のあり方というかですね、幸せのあり方というものを見つめ直すすごくいい機会になった一方で、今の日本の社会の中でいうとあまり取り上げられることのない家族の形態がたくさん出てきている中で、予備知識がない状態を見たときに、果たして理解してもらえるのだろうかというところで、今、すごく悩んでいます。

対象区分を高校生にするということで、推奨ということでお願いします。

以上です。

○会長 では、副島委員。

○副島委員 『シンプル・ギフト』も、『いろとりどりの親子』も、推奨したいと思いました。

『シンプル・ギフト』のほうは、事務局の案のとおり小学校高学年からということだと思います。

それから、『いろとりどりの親子』なんですけど、こちらも中学生以上ということで推奨したいと思います。

子供の個性を受け入れられないで悩み、苦しむ親御さんが私どもの相談窓口に見えることがあります。そんな中で、子供の個性を受け入れていく様々な家族のありようを映画を通して拝見し感動しました。また、子供から見ても、個性を受け入れられない親御さんと対峙する中で、親御さんの愛情というものを感じてもらいたいと思いますので、これは推奨したいと思います。

以上です。

○会長 では、古郷委員。

○古郷委員 2作品とも推奨でお願いしたいと思います。

対象年齢についても、事務局案どおりでよいと思います。

まず、『シンプル・ギフト』のほうですが、やはり悲しみとか苦しみを乗り越えて、前

向きに目標を持って生きようとする。また、それを支える方のすばらしさに感動いたしました。

『いろとりどりの親子』のほうですが、いろんな親子がいると思うのですが、それを受け入れながら愛情を持って接していくというドキュメンタリーですので、これは見ていただきたいなと思いました。

以上です。

○会長 では、C委員。

○C委員 私は、『シンプル・ギフト』は推奨に賛成です。観ていて心が温まる良い映画でした。

一方で、『いろとりどりの親子』については、保留といたします。

理由は、殺人を犯した描写が、あまりにもさらっと流れ、許容するには無理がある気がしましたので、都として推奨しなくても良いのではと思います。

ただ、全体的には良い映画だと思いました。

○会長 F委員。

○F委員 私もこの二つの映画は推奨としていただきたいという結論です。

ただ、『いろとりどりの親子』に関しましては、先ほどJ委員がおっしゃったように、セックスセラピーに少し抵抗を感じましたが、よく考えてみると、中学生ぐらいからもういろいろなことで悩み始めていると思いますので、やはり中学生から対象でもいいのかなと考え、推奨といたしました。

『シンプル・ギフト』は小学生高学年以上の推奨で結構です。

以上です。

○会長 次はG委員、お願いします。

○G委員 『シンプル・ギフト』について、大切な人を失うというその喪失感が多分本人でなければわからないと思います。ただ、そうした現実を受けとめて、改めて歩み出した先に、それまでとは異なった人生の果実が熟しているんだなど、この映画を見て感じました。いい映画だったと思います。

ただ、特定の団体のプロモーションビデオ的であるという印象はありましたので、保留させていただきます。

第2作品は、残念ながら見ることはできませんでしたので、コメントはできません。

以上です。

○会長 では、森山委員。

○森山委員 2作品とも推奨でいいと思いますが、『いろとりどりの親子』のほうは、いろいろ内容を考えると、中学生にはまだ早いのではないかと、という思いが強くなりますので、高校生以上ということで推奨をお願いしたい。

○会長 H委員。

○H委員 1作目のほうが、私も特定の団体のプロモーションビデオ的という印象がありまして、保留とさせていただきたいと思います。

2作目のほうですが、皆さんからもいろんな不安の要素や表現に対しての懸念が表明されていたのですが、私は犯罪を犯すことは決して許されないとと思いますが、今現在、何らかの事情、背景があつて、実際に犯罪を犯してしまうという人が世の中にいる中で、それだけでなく、本当にいろんな多様な家族が出てくるところから、家族の形、色とりどりの人生を見させていただくという意味で、非常に意義のある映画だったと考えております。

ダウン症のお子さんをお持ちのお母様が、お子さんに関しておっしゃるところがあるんですけども、子供の限界を知ったときに、私はちょっと絶望したなというような表現があったんですが、私はこれを違いというよりも、もしかしたら全ての人について同じ部分なのではないかと思いました。きっと全ての人に親との夢の違いだったりとか、親はここまで行ってほしかったけども、子供はそうならなくてとか、そういうことは全ての方にあるところだと思うので、自分は違いだけではなく、同じだということも教えていただけるいい映画だなと思いましたので、事務局案の中学校、高校というところで推奨に賛成したいと思います。

○会長 では、西尾委員。

○西尾委員 『シンプル・ギフト』は、本当に素晴らしい映画だと思います。アフリカの子供たち、東日本の津波で家族を失った子供たちが、困難を乗り越えて、希望に向かって目を輝かせて生きていくということが描かれて本当によかったと思います。小学生高学年以上に推奨で結構です。

『いろとりどりの親子』につきましては、これも皆様方、おっしゃっていたマイノリティの存在、それから多様性のある社会の理解、そういったところの理解を深めるという意味では本当に素晴らしい映画だと思いましたが、私はどうしても1点、ひっかかるころがありまして、重罪を犯した親子の話なんですけれども、どうしても被害者の家族というのが想起されます。この映画の奥行きをつくるという意味では、重罪を犯した親子の物語というのは、

これはこれでありだと思うのですが、東京都が推奨するに当たって、どうしても容認できないところですので、私は推奨見送りということでお願いしたいと思います。

○会長 では、会長代理

○会長代理 まず、『シンプル・ギフト』ですが、これは本当に非常にいい映画だと思います。文化の多様性であるとか、そういうことも考えさせられる。そして、小学生高学年以上にふさわしい映画だと思います。

ただ、私も、特定の団体のプロモーションではないかと一瞬思いましたが、やはりこれは青少年に見てもらわなければならない映画だと思いますので、事務局案どおり推奨したいと思います。

それから、『いろとりどりの親子』ですけれども、私も1カ所気になったのは、セラピストとセックスをするという話が出てきた部分です。あえて都として推奨するということに、そこは一つ気になりました。

それから、もう一つの『いろとりどりの親子』の殺人の話ですが、これは私は見ているときはそこまで思いませんでしたが、今日、他の方のご意見を聞いてなるほどと思いました。

ただ、やはりマイノリティの権利とか、いろんなことを考えさせる非常に良質ないい映画で、本当にわかる人には見てもらいたいと思います。

それで、考える力のある高校生にはいいのではないかと思います。ただ、中学生に関しては、十分に理解できる中学生もいるとは思いますが、個人差もあるので、高校生以上で私は推薦したいと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後に私ですが、『シンプル・ギフト』。これは、実は私も少し特定の団体のプロモーションになるかなというのは思ったのですが、全体のウエイトとしては非常に少ないし、むしろ訴えかける力のほうが強い映画だと感じました。それで事務局案どおりの推奨でよろしいと思いました。

それから、『いろとりどりの親子』は、いろいろとご意見も出ましたが、私は大変感動して、自分が知らなかった世界をちゃんとつかませてくれたなと思いました。そういう意味ですごく感動したのですけれども、難解に感じる子供さんもいるかもしれないことや、今日お話が出た殺人のことを子供さんがどう捉えるかなどを考えますと、理解力のある高校生以上で推薦したいと思います。

それでは、まず『シンプル・ギフト』ですが、保留の方が3人いらっしゃいます。3人の

方の理由はほとんど、特定の団体のプロモーションのビデオという印象という点だったと思いますが、その3人の委員の方の発言を聞いて、意見を変えたいというお考えの方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いいたします。

ないようでしたら、保留の委員の方が3人はいらっしゃいますが、多数決により今回会長を除く17名のうち14名が賛成、対象区分も事務局案にほぼ全員賛成ということなので、事務局案どおりを答申にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、次に、『いろとりどりの親子』のほうですが、いろいろなご意見を伺いましたが、多数決は推奨するという事になってございます。

いろいろと委員の方でご指摘があったのが、息子が殺人犯という部分はどうか、セックスセラピーの部分はどうか。それから、また予備知識がない人間がどこまで理解できる映画なのか、というご指摘がそれぞれからおありになったところと思います。それを聞いた上で、対象区分も含め、意見を変えたいとお考えの方等ございましたら、ご発言をお願いします。

では、ないようございますと、多数決で決めさせていただきます。

では、推奨するという方が、会長を除き13名ということなので、推奨するという事になります。

それから、区分につきましては、小学校高学年以上からという方がお一人いらっしゃいましたが、中学という事務局案で賛成の方が会長を除き9名ということになります。

したがって、事務局案で推奨するという事にしたいと思います。

では、以上で調査・審議事項は終了といたします。

○青少年課長 それでは、事務局から連絡事項をさせていただきます。

18ページをご覧ください。

都民の申出というものの9月の処理分でございます。

こちらにつきましては、メールによるものが20件ございました。

こちらに関しましては、全件8月以降ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございまして、前月までのものと内容が同じというところがございます。匿名の申し入れではございますが、同一の方からの申し入れと推測されるところでございます。

本件につきましては、いわゆる指定図書に該当するものではないというところで事務局が

判断していたところでございます、こちらにつきましてはそのまま受理をしているというところでございます。

都民の申出は以上でございます。

そして、次でございますが、次回審議会に諮問予定の映画、これが1本ございますので、そちらのご案内をさせていただきます。

作品名は「Merry Christmas! ロンドンに奇跡を起こした男」でございます。

1回目の試写会が10月23日、午後1時から。2回目の試写会が11月2日、午後3時30分から。試写会場は港区六本木6-1-24ラピロス六本木3階にあります、アスミック・エース試写室でございます。

なお、いずれも都合がつかない場合は、DVDでの視聴も可能でございます。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

最後に私からですが、今日2本目の映画につきまして、いろいろな危惧されるご指摘がございました。事務局が中学校や高校にそれぞれお出しになる文書の中に、何らかの工夫を試みるということをご検討いただいてみるということはいかがでございましょうか。もし、委員の皆様、ご意見ございましたら。また、工夫は難しいということなのかも伺いたいと思います。

○青少年課長 その工夫の中身にもよるかと思えますけれども、仮に推奨するということが自体が適正ということであれば、中学生でもそれなりに予備知識がないと厳しいといったような内容を、例えば中継経路である教育委員会に、そうした配慮が必要な映画であるということを知っていただきまして、先生から知らせるときにはその点を注意していただくといったような方法は現状あるかと思われます。

こちらにつきましては、少し検討が必要なところがございますので、まずは教育委員会に対しまして、そういった議論があったということをお話ししていいという審議会としてのご意見をいただければと思います。

○会長 では、何かの配慮が事務局で可能ならばしたほうがいいと思われる方と、いや余計なことはするべきではないと思われる方、あと、今後この審議会が必要があれば議論を深めていくという、今、三つ申し上げた中で、挙手していただくということでまとめたいと思います。今回はこれまでどおりですべきだとお考えのある方、挙手をお願いいたします。

(挙手)

○会長 それでは、何らかの注意をお伝えできるような機会を、口頭も含めしたほうが良いと思われる方。

(挙手)

○会長 では、大事な話なので今後の取り扱いをこの審議会で議論すべきと思われる方。

○E委員 これに関して1件、意見を付してもよろしいですか。

○会長 では、どうぞ。

○E委員 今、何ができるのかがわからないので、この議論自体ができないと思いますので、次回、具体的にどういったことが考えられるのかを踏まえた上で、そこにどのような意見を付すのかということ審議しないといけないと思いますので、次回、何ができるのかということを提示していただきたいと思います。

○会長 では、数だけ読み上げをお願いいたします。

○青少年課長 それでは、3案につきまして、第1案については10名、第2案については7名、第3案についてはE委員から、それに伴う意見をいただいたところでございます。

○会長 わかりました。

では、今回の取り扱いにつきましては10名多数でございますので、これまでどおりの取り扱いでしていただき、必要があれば、今後の議論につきましてはまたお諮りして、議論する必要があるかしていくということにさせていただきたいと思います。

○青少年課長 それでは、E委員からいただきました現状で何ができるかということにつきましては、次回、現状の運用の範囲内でできることをまず提示させていただきまして、また、こちらの中で議論をいただくということで、よろしくをお願いいたします。

○会長 以上で、ここまでの調査・審議事項を終了いたします。

では、図書類資料等をおしまいいただいて、傍聴人の方にお入りをいただきます。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画、『シンプル・ギフト～はじまりの歌声～』及び『いろとりどりの親子』につきまして諮問を行いまして、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書のご告示予定日は平成 30 年 10 月 12 日金曜日、推奨映画の公告予定日は平成 30 年 10 月 16 日火曜日。プレス発表は不健全図書類のご告示日前日の平成 30 年 10 月 11 日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は 11 月 12 日月曜日の 15 時 30 分からとなります。

○会長 それでは、本日の審議会は終了させていただきます。次回は 11 月 12 日の月曜日でございます。どうぞご参集のほど、よろしくごお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

午後 5 時 30 分閉会